

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：食品安全と事業者の自主規制・自主管理

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：林 康史

所属：立正大学 経済学部

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

この研究では、事業者の組織やガバナンス、コンプライアンスといった企業のあり方を射程に食品安全の問題を考察する。食品安全基本法（最終改正平成30年6月15日）1条に「国，地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割」とあり，企業の活動こそが行政とともに安全の基本であることが述べられており，食品の安全や安心を直に担っているのは生産者・製造業者をはじめ物流・販売といった事業者であり，それらの集合体が食品を供給するシステムを形成している。また，生活様式の変化にともなうて，消費者が口にする食品も未加工（生鮮）品や加工品から調理品，さらには内食・中食から外食や宅配へと変化しており，時代とともに，生産・加工・保管・輸送・販売・調理・保存それぞれの領域で，事業者の果たすべき責務は，従来以上に重く大きくなっている。しかし，食品の安全や安心の問題を検討するのに企業そのものを対象とする研究は意外に多くない。

本稿では，最初に，2009～2018年に起こった日本企業の食品に関する不祥事の事案を検討し，食品安全には，社会全体の信頼の構造，コンプライアンス等が重要であることを確認する。次に，規制の形式や方法を見て，最後に，事業者による新しい自主管理の制度について私案を提示する。食品の安全性を向上させるには，規制の強化が考えられるが，現状の規制の単純な強化や屋上屋を重ねるような規制は費用対効果の観点からはロスが大きい。社会的な費用の増加は基本的に避けるべきであり，費用を低減させる，あるいは，費用以上の効果がインセンティブとして制度自体に内包されていることが望ましい。

食品安全をいかに担保するかという問題を考え，システムを構築するに際し，刑法や行政法の観点以上に，事業者機能を重視することが肝要である。すなわち，事業者の自主規制・自主管理が機能することが根本的な制度設計には重要である。また，消費者，投資者，企業のステークホルダーの役割はシステムを補強し実効性を高めることである。本稿は，食品安全の問題に，如何にそれらの方策を盛り込むことができるかを具体的に提案する。

なお，本稿は，高橋滋＝一橋大学大学院法学研究科食品安全プロジェクトチーム〔共編〕（2019）『食品安全法制市民の安心・安全』第一法規の第3編第4章「食品安全と事業者の自主規制・自主管理」190-212頁である（本書は，一橋大学と中国人民大学・韓国釜山大学の連携事業（科学研究費補助金基盤B「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」）の研究成果のうち，政策提言をまとめたものである）。

研究の過程で，日本・中国・韓国の比較を行ったが，各国のコーポレートガバナンスやコンプライアンス等の概念が大きく異なっており，こうした概念の違いを認識させられた。報告では，

今後の研究の方向性を考えるためにも、これらの問題にも触れたい（本稿末尾に一部抜粋を追記した。なお、参加国の比較については、拙稿（2017）を参照されたい）。

なお、本稿は、高橋滋＝一橋大学大学院法学研究科食品安全プロジェクトチーム〔共編〕（2019）『食品安全法制市民の安心・安全』第一法規の第3編第4章「食品安全と事業者の自主規制・自主管理」190-212頁である。研究の過程で、日本・中国・韓国の比較を行ったが、各国のコーポレートガバナンスやコンプライアンス等の概念が大きく異なっており、こうした概念の違いを認識させられた。報告では、今後の研究の方向性を考えるためにも、これらの問題にも触れたい（なお、参加国の比較については、拙稿（2017）を参照されたい）。

キーワード

企業不祥事，信頼の構造，モニタリング，情報開示，インベスター/コンシューマー・リレーションズ